

トップランナー医師育成留学支援事業 募集要領

1 目的

医師が不足している小児科、産科、救急等の診療科において海外で最先端の知識・技術を習得し、地域医療をリードする医師として県内に還元するとともに、後進の育成を図る。

2 対象者

以下の条件を満たす医師とする。

- (1) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修病院又は一般社団法人日本専門医機構が認定する専門研修プログラムの基幹施設に勤務する者
- (2) 県内の地域医療（小児科、産科、救急等の診療科）に貢献する意欲のある者
- (3) 専門医資格を取得している者
- (4) 留学後に引き続き、留学期間の3倍の期間（当該期間が1年に満たない場合、1年とする）、県内医療機関の必要とされる小児科、産科、救急等の診療科において確実に勤務に従事できる者

3 研修内容

留学希望者自らもしくは指導医関係者等が留学先に決定した海外の医療機関（大学を含む）において、小児科、産科、救急等の診療科の臨床又は臨床に関する研修を行う。

4 募集人員

計2名程度（交付する補助金額の総額が600万円の範囲内）

5 補助期間

1か月以上1年以内

6 補助金額

留学のための経費として渡航費（最大30万円）、研修・滞在費（日額1万円）を補助する。不足分は自己負担とする。

また、留学期間により下記のとおり上限を設ける。

- ・ 留学期間1か月以上3か月未満 100万円
- ・ 留学期間3か月以上6か月未満 150万円
- ・ 留学期間6か月以上 300万円

7 決定方法

募集は公募により実施し、選考委員会が書類審査及び面接の上、対象者を決定する。